

上級執行役及び執行役の報酬等の支給基準について

平成17年10月1日
17（達）第27号
（最終改正）令和7年3月19日
令06（達）第88号

（目的）

第1条 この基準は、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「機構」という。）の上級執行役及び執行役（以下「執行役等」という。）の報酬及び退職金に関する事項を定めることを目的とする。

（報酬）

第2条 執行役等の報酬は、本給、職責手当、地域調整手当、通勤手当、単身赴任手当、寒冷地手当、深夜勤務手当、災害応急作業等手当、交替勤務手当、入坑手当、当直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当及びテレワーク手当とする。ただし、報酬額は報酬委員会でその都度定めるものとする。

（報酬の支給定日及び支給方法）

第3条 執行役等の報酬（通勤手当及び期末手当を除く。）の支給定日は、毎月18日（その日が、就業規程（17（規程）第58号）第10条に規定する休日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い休日でない日。）とする。ただし、第11条に規定する期末手当を支給する月にあつては、そのつど別に定める日とすることができる。

2 執行役等の報酬は、法令等に定めるところにより執行役等の報酬から控除すべきものの金額を控除し、その残額を通貨をもって直接執行役等に支給する。

3 前項の規定にかかわらず、執行役等から申出があつた場合は、その者に対する報酬をその者が指定する金融機関の本人名義の口座への振込みの方法により支払うことができる。

4 第1項に定める日に支給する報酬は、当月分の本給、職責手当、地域調整手当、単身赴任手当、寒冷地手当及びテレワーク手当並びに前月分の深夜勤務手当、災害応急作業等手当、交替勤務手当、入坑手当、当直手当及び管理職員特別勤務手当とする。

（報酬の日割計算）

第4条 月の中途において、新たに執行役等に任命された者、若しくは執行役等を退職した者の当該月の本給、職責手当及び地域調整手当については、職員給与規程（17（規程）第59号）第8条の規定を準用して得た額とする。ただし、執行役等が死亡したときは、その当該月の本給、職責手当及び地域調整手当は全額を支給する。

（勤務1時間当たりの報酬額）

第4条の2 執行役等の1時間当たりの報酬額は、本給、テレワーク手当及び別に定める手当の月額合計額を別に定める執行役等の勤務時間の1年間における1月平均の時間数で除して得た額とする。

（端数の取扱い）

第5条 この基準によって算出した金額に、50銭未満の端数があるときは、その端数を切捨て、50銭以上1円未満の端数があるときには、その端数は1円として計算する。

（本給）

第6条 執行役等の本給は月額とし、次の区分により支給する。ただし、理事長が特に必要と認めるときは、別に定めることができる。

区分	1号	2号	3号
金額	619,800円	569,900円	532,700円
区分	4号	5号	
金額	486,900円	443,900円	

(職責手当)

第6条の2 職責手当は次の区分により支給することができる。

区分	1号	2号	3号	4号	5号
金額	127,600円	120,300円	114,600円	108,800円	103,900円
区分	6号	7号	8号	9号	10号
金額	99,300円	94,500円	89,900円	86,500円	83,400円
区分	11号	12号	13号		
金額	78,900円	74,500円	70,100円		

2 上級執行役はその職務の内容を考慮し、前項の手当額に、別に定める額を加算して支給することができる。

(地域調整手当)

第7条 地域調整手当は、次の表に掲げる支給地域に在勤する執行役等に対し、本給及び職責手当の合計額に同表に掲げる支給割合を乗じて得た額を支給する。

支給地域	東京都特別区以外の地域	東京都特別区
支給割合	100分の3	100分の6

(通勤手当)

第8条 通勤手当は、職員給与規程第28条第1項に規定する通勤手当の支給要件に該当する執行役等に支給する。

2 通勤手当の月額額は、職員給与規程第28条第2項及び第3項に規定する額とする。

3 前2項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給に関し必要な事項は、職員の例に準じて取り扱うものとする。

(単身赴任手当)

第9条 単身赴任手当は、職員給与規程第32条第1項及び第3項に規定する単身赴任手当の支給要件に該当する執行役等に支給する。

2 単身赴任手当の月額額は、職員給与規程第32条第2項に規定する額とする。

3 前2項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給の調整に関する事項その他単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、職員の例に準じて取り扱うものとする。

(寒冷地手当)

第10条 寒冷地手当は、職員給与規程第31条第1項に規定する寒冷地手当の支給要件に該当する執行役等に支給する。

2 前項に規定するもののほか、寒冷地手当の支給に関し必要な事項は、職員の例に準じて取り扱うものとする。

(深夜勤務手当)

第11条 深夜勤務手当は、午後10時から翌日午前5時までの間に勤務した執行役等に対し、その勤務時間1時間につき第4条の2に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25を乗じて得た額を支給する。ただし、当該勤務に対し当直手当が支給される執行役等については、深夜勤務手当は支給しない。

(災害応急作業等手当)

第12条 災害応急作業等手当は、職員給与規程第23条に規定する災害応急作業等手当の支給要件に該当する執行役等に支給する。

2 前項に規定するもののほか、災害応急作業等手当の支給に関し必要な事項は、職員の例に準じて取り扱うものとする。

(交替勤務手当)

第13条 交替勤務手当は、職員給与規程第24条に規定する交替勤務手当の支給要件に該当する執行役等に支給する。

- 2 交替勤務手当の額は、職員給与規程第24条に規定する額とする。
- 3 前2項に規定するもののほか、交替勤務手当の支給に関し必要な事項は、職員の例に準じて取り扱うものとする。

(入坑手当)

- 第14条 入坑手当は、職員給与規程第26条に規定する入坑手当の支給要件に該当する執行役等に支給する。
- 2 入坑手当の額は職員給与規程第26条第2項及び第3項に規定する額とする。
 - 3 前2項に規定するもののほか、入坑手当の支給に関し必要な事項は、職員の例に準じて取り扱うものとする。

(当直手当)

- 第15条 当直手当は、職員給与規程第27条に規定する当直手当の支給要件に該当する執行役等に支給する。
- 2 前項に規定するもののほか、当直手当の支給に関し必要な事項は、職員の例に準じて取り扱うものとする。

(管理職員特別勤務手当)

- 第16条 管理職員特別勤務手当は、執行役等が、臨時又は緊急の必要その他の業務の運営の必要により休日又は休日以外の午後10時から午前5時までの正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合に当該執行役等に対して支給する。
- 2 管理職員特別勤務手当の額は職員給与規程第33条第2項に規定する額とする。
 - 3 前2項に規定するもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、職員の例に準じて取り扱うものとする。

(期末手当)

- 第17条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下「基準日」という。)にそれぞれ在職する執行役等に対して、基準日の属する月の理事長が定める日に支給する。これらの基準日の属する月の前前月から基準日の前日までに退職し又は死亡した執行役等についても同様とする。
- 2 期末手当の額は、職員のうち職責手当1号を給されている職員の算定方法を準用して得られた額を基準とし、その者の勤務成績等を勘案して、理事長がその都度定めた額とする。
 - 3 国家公務員が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて執行役等となるために退職し、かつ、引き続いて執行役等となった場合は、その者の国家公務員として在職した期間は、執行役等として在職した期間とみなす。
 - 4 執行役等が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて国家公務員となるため、期末手当の基準日前に退職し、かつ、引き続いて国家公務員となった場合は、第1項の規定にかかわらず期末手当は支給しない。

(テレワーク手当)

- 第17条の2 テレワーク手当は、別に定める手続を行った執行役等に支給する。
- 2 テレワーク手当の月額額は、3,000円とする。
 - 3 テレワーク手当の支給は、終日のテレワークを月10回超の頻度での実施を開始する日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から始め、当該頻度での実施を終了する日の属する月をもって終わる。ただし、期間については最長1事業年度を限度とする。
 - 4 前3項に規定するもののほか、テレワーク手当の支給に関し必要な事項は、職員の例に準じて取り扱うものとする。

(退職金)

- 第18条 執行役等の退職金は、執行役等が退職し又は死亡した場合に支給するものとする。ただし、役員退職金支給規程(17(規程)第62号)により既に退職金を支給された者については、支給しない。
- 2 退職金は、法令に基づきその者の退職金から控除すべき額を控除し、その残額を、特別の事由がある場合を除き、支給事由の発生した日から1月以内に支給する。
 - 3 退職金の額は、その者が退職し又は死亡した日における本給月額に在職年数1年につき100分の100を乗じた額を支給する。

- 4 前項にかかわらず、在職期間中に第6条に規定する適用号を異にした者の退職金の額は、異なる適用号ごとの在職年数1年につき、退職の日における適用号ごとの本給月額に100分の100を乗じて得たそれぞれの額の合計額とする。ただし、第6条の別に定める本給を適用する執行役等については契約期間ごとに各契約日における本給月額に在職年数1年につき、100分の100を乗じて得たそれぞれの額の合計額とする。
- 5 前各項に規定するもののほか、退職金の支給に関し必要な事項は、職員の例に準じて取り扱うものとする。

附 則（平成17年10月1日 17（達）第27号）
この達は、平成17年10月1日から施行する。

附 則（平成17年12月1日 17（達）第65号）
この達は、平成17年12月1日から施行する。

附 則（平成18年4月1日 18（達）第13号）
この達は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年4月1日 19（達）第19号）

（施行日）

- 1 この達は、平成19年4月1日から施行する。

（本給の切替えに伴う経過措置）

- 2 施行日の前日から引き続き在職する執行役で、その者の受ける本給月額が同日において受けていた本給月額に達しないこととなる執行役には、本給月額のほか、その差額に相当する額を本給として支給する。
- 3 前項の規定による本給を支給される執行役に関する第7条の規定の適用については、「本給月額」とあるのは、「本給と附則第2項の規定による本給の額との合計額」とする。

（平成22年3月31日までの間における規程第7条の規定による地域調整手当の支給割合）

- 4 平成22年3月31日までの間における第7条の規定の適用については、同条第1項表東京都特別区以外の項中「100分の3」とあるのは、「100分の1」とする。

附 則（平成20年3月28日 19（達）第47号）

- 1 この達は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 附則（平成19年4月1日 19（達）第19号）第4項中「100分の1」とあるのは「100分の2」とする。

附 則（平成21年4月1日 21（達）第3号）
この達は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年12月1日 21（達）第31号）

- 1 この達は、平成21年12月1日から施行する。
- 2 平成21年12月に支給する期末手当の額は、第11条の規定にかかわらず、この規定により算定される期末手当の額から、次に掲げる額の合計額に相当する額を減じた額とする。
 - （1）平成21年4月1日（同月2日から同年12月1日までの間に新たに執行役として任命された者にあつては、新たに執行役として任命された日）において執行役が受けるべき本給、地域調整手当及び単身赴任手当（職員給与規程第32条第2項に定める交通距離の区分に応じて別に定める額を除く。）の月額合計額に100分の0.24を乗じて得た額（第3号において「基礎額」という。）に、同年4月から施行日の属する月の前月までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間がある執行役にあつては、当該月数から当該期間の月数を減じた月数）を乗じて得た額
 - （2）平成21年6月に支給された期末手当の額に100分の0.24を乗じて得た額
 - （3）基礎額及び前号に掲げる額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附 則（平成22年3月23日 21（達）第50号）

この達は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年12月1日 22（達）第22号）

- 1 この達は、平成22年12月1日から施行する。
- 2 平成22年12月に支給する期末手当の額は、第11条の規定にかかわらず、この規定により算定される期末手当の額から、次に掲げる額の合計額に相当する額を減じた額とする。
 - （1）平成22年4月1日（同月2日から同年12月1日までの間に新たに執行役として任命された者にあつては、新たに執行役として任命された日）において執行役が受けるべき本給、地域調整手当及び単身赴任手当（職員給与規程第32条第2項に定める交通距離の区分に応じて別に定める額を除く。）の月額合計額に100分の0.28を乗じて得た額（第3号において「基礎額」という。）に、同年4月から施行日の属する月の前月までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間がある執行役にあつては、当該月数から当該期間の月数を減じた月数）を乗じて得た額
 - （2）平成22年6月に支給された期末手当の額に100分の0.28を乗じて得た額
 - （3）基礎額及び前号に掲げる額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附 則（平成24年4月1日 24（達）第8号）

- 1 この達は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 平成24年6月に支給する期末手当の額は、第11条の規定にかかわらず、この規定により算定される期末手当の額から、次の各号に掲げる額の合計額に相当する額を減じた額とする。
 - （1）平成23年4月1日（同月2日から平成24年4月1日までの間に新たに執行役として任命された者にあつては、新たに執行役として任命された日）において執行役が受けるべき本給、地域調整手当及び単身赴任手当（職員給与規程第32条第2項に定める交通距離の区分に応じて別に定める額を除く。）の月額合計額に100分の0.37を乗じて得た額（第4項において「基礎額」という。）に、同年4月から施行日の属する月の前月までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間がある執行役にあつては、当該月数から当該期間の月数を減じた月数）を乗じて得た額
 - （2）平成23年6月に支給された期末手当の額に100分の0.37を乗じて得た額
 - （3）平成23年12月に支給された期末手当の額に100分の0.37を乗じて得た額
- 3 この達の施行の日から平成26年3月31日までの間にこの達に基づき支給する給与のうち、次の各号に掲げる給与の支給に当たっては、次の各号に掲げる給与の額から、当該各号に定める額に相当する額を減ずる。
 - （1）本給 当該執行役の本給月額に100分の9.77を乗じて得た額
 - （2）職責手当 当該執行役の職責手当の月額に100分の10を乗じて得た額
 - （3）地域調整手当 当該執行役の本給月額に対する地域調整手当の月額に100分の9.77を乗じて得た額及び当該執行役の職責手当に対する地域調整手当の月額に100分の10を乗じて得た額
 - （4）期末手当 当該執行役が受けるべき期末手当の額に100分の9.77を乗じて得た額
- 4 基礎額及び第2項第2号から第3号並びに第3項各号に掲げる額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附 則（平成25年3月26日 24（達）第44号）

（施行日）

- 1 この達は、平成25年3月31日から施行し、平成25年1月1日から適用する。

（調整率）

- 2 平成30年3月18日までの間、退職金の額は、第18条の規定により計算した額に100分の87を乗じて得た額とする。

（経過措置）

- 3 前項の規定の適用については、同項中「100分の87」とあるのは、平成25年1月1日から同年9月30日までの間においては「100分の98」と、同年10月1日から平成26年6月30日までの間においては「100分の92」とする。

附 則（平成26年11月27日 26（達）第80号）

（施行日）

- 1 この達は、平成26年12月1日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

（報酬の内払）

- 2 平成26年4月1日からこの達の施行の日の前日までの間に執行役に支払われた報酬は、改定後の規定による報酬の内払とみなす。

附 則（平成27年3月30日 26（達）第120号）

（施行日）

- 1 この達は、平成27年4月1日から施行する。

（本給の切替えに伴う経過措置）

- 2 平成27年4月1日の前日から引き続き在職する執行役で、その者の受ける本給月額が同日において受けていた本給月額に達しないこととなる執行役には、本給月額のほか、その差額に相当する額を本給として支給する。

附 則（平成28年2月12日 27（達）第66号）

（施行日）

- 1 この達は、平成28年2月12日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

（報酬の内払）

- 2 平成27年4月1日からこの達の施行の日の前日までの間に執行役に支払われた報酬は、改正後の規定による報酬の内払とみなす。

附 則（平成28年11月29日 28（達）第24号）

（施行日）

- 1 この達は、平成28年12月1日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

（報酬の内払）

- 2 平成28年4月1日からこの達の施行の日の前日までの間に執行役に支払われた報酬は、改正後の規定による報酬の内払とみなす。

附 則（平成29年3月29日 28（達）第56号）

この達は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年1月9日 29（達）第23号）

（施行日）

- 1 この達は、平成30年1月9日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

（調整率）

- 2 当分の間、退職金の額は、執行役の報酬等の支給基準について第18条の規定により計算した額に100分の83.7を乗じて得た額とする。

附 則（平成30年11月29日 30（達）第29号）

（施行日）

- 1 この達は、平成30年12月1日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

（報酬の内払）

- 2 平成30年4月1日からこの達の施行の日の前日までの間に執行役に支払われた報酬は、改正後の規定による報酬の内払とみなす。

附 則（令和5年12月4日 令05（達）第25号）

（施行日）

- 1 この達は、令和5年12月4日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

（報酬の内払）

- 2 令和5年4月1日からこの達の施行の日の前日までの間に執行役に支払われた報酬は、改正後の規定による報酬の内払とみなす。

附則（令和6年3月29日 令05（達）第104号）

この達は、令和6年4月1日から施行する。

附則（令和6年6月27日 令06（達）第4号）

この達は、令和6年7月1日から施行する。

附則（令和7年1月17日 令06（達）第73号）

（施行日）

- 1 この達は、令和7年1月17日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

（報酬の内払）

- 2 令和6年4月1日からこの達の施行日前日までの間に執行役等に支払われた報酬は、改正後の規定による報酬の内払とみなす。

附則（令和7年3月19日 令06（達）第88号）

この達は、令和7年4月1日から施行する。